

保険金等の請求手続きに関するQ&A

(Q) 今回の地震による被災でも保険金は支払われるのか？

(A) 地震や津波により亡くなられた場合は、災害死亡保険金等は約款の免責条項を適用せず、支払事由に該当する保険金等をお支払いいたします。

(Q) 津波などで保険証券を失った人はどうすればよいのか？

(A) 保険証券が紛失された場合は、お問い合わせください。

(Q) 運転免許証や、保険証など本人を証明する書類がなくなってしまった場合はどのようにすればよいのか？

(A) お客様の状況に応じたお取り扱いをしております。個別にご相談ください。

(Q) すぐに電話で問い合わせできる状況にないが、大丈夫か？

(A) 保険金・給付金のご請求の時効は3年となっていますが、3年経過後でもご請求いただければお支払いいたします。ご安心ください。

(Q) 請求する際の書類がそろわないと請求できないのか？

(A) ご請求内容にもよりますが、書類の省略・代用など、可能な範囲で柔軟に対応いたします。個別にご相談ください。

(Q) 保険料を払い続けることができないのですが？

(A) 災害救助法適用地域のお客さまについては、お申し出がございましたら、保険料のお払い込みを最長6ヶ月（9月末迄）猶予させていただきます。

(Q) 自分で連絡できない場合に、代わりの人が問い合わせでも対応してもらえるのか？

(A) ご家族の方からのお問い合わせなどにも、お客様の状況をお聞きしたうえで対応させていただきます。個別にご相談ください。

(Q) 保険金請求額は多額に上ると思われるが、全額保険金を支払うことができるのか？

(A) 保険金のお支払いに十分な積み立てを行っておりますので、ご安心ください。

以上